

議案第 13 号

橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について

橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 4 年 11 月 28 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例

橋本市報酬及び費用弁償等支給条例(平成18年橋本市条例第56号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後			改正前		
別表第1(第3条関係)			別表第1(第3条関係)		
No.	区分	報酬額	No.	区分	報酬額
1～14	略	略	1～14	略	略
15	投票所の投票管理者	日額 19,000円(従事した投票管理時間が12時間以内の場合は、当該額に当該従事した時間数を乗じて13で除して得た額)	15	投票所の投票管理者	日額 19,000円
16	投票所の投票立会人	日額 17,000円(従事した投票立会時間が12時間以内の場合は、当該額に当該従事した時間数を乗じて13で除して得た額)	16	投票所の投票立会人	日額 17,000円(半日の場合8,500円)
17～20	略	略	17～20	略	略
21	期日前投票所の投票管理者	日額 15,000円(従事	21	期日前投票所の投票管理者	日額 15,000円

		した投票管理時間が11時間以内の場合は、当該額に当該従事した時間数を乗じて11.5で除して得た額)			
22	期日前投票所の投票立会人	日額 14,000円(従事した投票立会時間が11時間以内の場合は、当該額に当該従事した時間数を乗じて11.5で除して得た額)	22	期日前投票所の投票立会人	日額 14,000円(半日の場合7,000円)
23~28	略	略	23~28	略	略
備考 この表中15、16、21及び22の項の規定に基づき算出された額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。